

岐阜県公報

号 外 (ハ) 令 和 七 年 三 月 三 十 一 日

目 次

規 則

○岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(建築指導課)

ページ
一

規 則

岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十九号

岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

岐阜県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第百五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 宅地造成等工事規制区域内における規制（第四条―第十六条）

第三章 特定盛土等規制区域内における規制（第十七条―第三十一条）

第四章 雑則（第三十二条・第三十三条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

(証明書の様式)

第三条 法第七条第一項（法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項に規定する証明書の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2 法第七条第二項に規定する許可証の様式は、別記第二号様式のとおりとする。

第二章 宅地造成等工事規制区域内における規制

(宅地造成等に関する工事の許可の申請の手続)

第四条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第七条第一項又は第二項の規定により添付しなければならない書類に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請の添付書類)

第五条 省令第七条第一項第十号及び第二項第八号の同意を得たことを証する書類は、次に掲げるものとする。

一 土地の同意状況調査書（別記第三号様式）

二 契約書の写し又は同意書及び印鑑証明書（同意書に記名押印がされている場合に限る。）

2 省令第七条第一項第十二号及び第二項第十号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る土地の公図の写し

二 申請に係る土地の登記事項証明書

三 申請に係る土地の求積図

四 宅地造成又は特定盛土等を行う場合にあつては、排水施設の構造図及び流量計算書

五 工事主に必要な資力及び信用があることを証する書類で次に掲げるもの

イ 工事主が、法人の場合にあつては直前三年の各事業年度における法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあつては直前三年の所得税の納税証明書

ロ 暴力団等（岐阜県暴力団排除条例（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しない旨の誓約書（別記第四号様式）

六 工事施行者に必要な能力があることを証する書類で次に掲げるもの

イ 工事施行者が、法人の場合にあつては登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、名称若しくは氏名及び主たる事務所の所在地若しくは住所を証する書類

ロ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可（当該工事を完了するために必要な建設業に係るものに限る。）を受けていることを証する書類

ハ 工事施行者の事業経歴書

七 その他知事が必要と認める書類

(擁壁等の代替)

第六条 知事は、政令第二十条第一項の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地において、政令第八条の規定による擁壁又は政令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げる工法による措置を認めることができる。

一 石積み工

二 編柵工、筋工又は積苗工

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

(宅地造成等に関する工事の不許可の通知)

第七条 法第十四条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する不許可の処分は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書（別記第五号様式）によって行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の協議)

第八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記第六号様式）に、省令第七条第一項各号（第五号、第七号から第九号まで及び第十二号を除く。）に掲げる書類のほか、第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（別記第七号様式）に、省令第七条第二項各号（第五号から第七号まで及び第十号を除く。）に掲げる書類のほか、第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議をしようとする者は、

する者は、当該協議に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、前二項の規定により添付しなければならない書類に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

4 第一項又は第二項の協議が成立したときの通知は、当該各項に規定する協議書の副本に所要事項を記載することによって行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の変更の許可の申請)

第九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更の届出)

第十条 宅地造成等に関する工事について、法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更の協議)

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記第九号様式）に、省令第七条第一項各号（第五号、第七号から第九号まで及び第十二号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記第十号様式）に、省令第七条第二項各号（第五号から第七号まで及び第十号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の廃止の届出)

第十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該工事を廃止しようとするときは、速やかに宅地造成又は特定盛土等工事廃止届出書（別記第十一号様式）のほか、土地の平面図及び断面図並びに当該工事が行われている土地の状況を明らかにする写真を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の完了検査及び確認の手続)

第十三条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、省令第四十条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第十七条第一項の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、法第十二条第一項の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

3 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、省令第四十三条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

4 法第十七条第四項の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付は、法第十二条第一項の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第十四条 法第十二条第一項の許可を受けた工事に係る法第十八条第一項の検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付は、当該許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第十五条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第十二号様式）に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第十三号様式）に、省令第四十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(擁壁等に関する工事の届出等)

第十六条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十五条

の届出書に、位置図、土地の平面図及び断面図並びに除却の工事を行うとする箇所の写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十六条の届出書に、位置図及び土地の平面図を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第二十一条第一項又は第三項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書（別記第十四号様式）に、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第三章 特定盛土等規制区域内における規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

第十七条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、それぞれ省令第五十八条各項に規定する届出書及び書類に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の届出）

第十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第六十一条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第六十一条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の手続）

第十九条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第六十三条第一項又は第二項の規定により添付しなければならない書類に当該工区的位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の添付書類）

第二十条 省令第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

（擁壁等の代替）

第二十一条 知事は、政令第三十条第一項において準用する政令第二十条第一項の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地において、政令第八条の規定によ

る擁壁又は政令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げる工法による措置を認めることができる。

一 石積み工

二 編柵工、筋工又は積苗工

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の不許可の通知）

第二十二条 法第三十三条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する不許可の処分は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書（別記第五号様式）によって行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議）

第二十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記第六号様式）に、省令第七条第一項各号（第五号、第七号から第九号まで及び第十二号を除く）に掲げる書類のほか、第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く）に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（別記第七号様式）に、省令第七条第二項各号（第五号から第七号まで及び第十号を除く）に掲げる書類のほか、第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く）に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議をしようとする者は、当該協議に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、前二項の規定により添付しなければならない書類に当該工区的位置、区域及び規模を明示しなければならない。

4 第一項又は第二項の協議が成立したときの通知は、当該各項に規定する協議書の副本に所要事項を記載することによって行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請）

第二十四条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者

は、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の届出)

第二十五条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の協議)

第二十六条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記第九号様式）に、省令第七条第一項各号（第五号、第七号から第九号まで及び第十二号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記第十号様式）に、省令第七条第二項各号（第五号から第七号まで及び第十号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等に関する工事の廃止の届出)

第二十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けた者は、当該工事を廃止しようとするときは、速やかに宅地造成又は特定盛土等工事廃止届出書（別記第十一号様式）のほか、土地の平面図及び断面図並びに当該工事が行われている土地の状況を明らかにする写真を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査及び確認の手続)

第二十八条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、省令第七十条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第三十六条第一項の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、法第三

十条第一項の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

3 法第三十六条第四項の確認を申請しようとする者は、省令第七十三条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

4 法第三十六条第四項の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付は、法第三十条第一項の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第二十九条 法第三十条第一項の許可を受けた工事に係る法第三十七条第一項の検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付は、当該許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第三十条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第十二号様式）に、省令第七十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第十三号様式）に、省令第七十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(擁壁等に関する工事の届出等)

第三十一条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十五条の届出書に、位置図、土地の平面図及び断面図並びに除却の工事を行おうとする箇所の写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十六条の届出書に、位置図及び土地の平面図を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第四十条第一項又は第三項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書（別記第十四号様式）に、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第四章 雑則

(宅地造成等適合証明書の交付の申請)

第三十二条 省令第八十八条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等適合証明書交付申請書(別記第十五号様式)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る土地の公図の写し
- 二 申請に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 三 位置図
- 四 申請に係る土地の現況図
- 五 申請に係る土地の平面図
- 六 申請に係る土地の断面図
- 七 申請に係る土地の求積図
- 八 その他知事が必要と認める書類

(書類の提出部数)

第三十三条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項に規定する許可の申請に係る書類 正本二部及び副本一部
- 二 前条に規定する書面の交付の申請に係る書類 正本一部及び交付を受けようとする書面の数に相当する数の副本
- 三 その他の書類 正本一部

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の許可(宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。)を受けている者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第3条関係）

表 面

身 分 証 明 書

第 号

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定により、測量、調査、障害物の伐除若しくは土地の試掘等又は立入検査を行うことができる者であることを証明する。

年 月 日
有効期間（1年） 年 月 日まで

岐阜県知事



裏 面

宅地造成及び特定盛土等規制法 抜粋

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 略

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 略

第2号様式(第3条関係)

表 面

許 可 証

第 号

所 属
職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、上記の者が土地の試掘等を行うことについて、許可します。

年 月 日

岐阜県知事



裏 面

記

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の期日

年 月 日 時から 時まで

第3号様式（第5条関係）

土地の同意状況調査書

様

年 月 日付けで申請した宅地造成及び特定盛土等規制法

第12条第1項の規定による許可申請
第15条第1項の規定による協議
第16条第1項の規定による変更許可申請
第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定による変更協議
第30条第1項の規定による許可申請
第34条第1項の規定による協議
第35条第1項の規定による変更許可申請
第35条第3項において準用する同法第34条第1項の規定による変更協議

に

当たり、当該工事区域内の土地について、次のとおりそれぞれ同意を得ております。

年 月 日

申請者住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

権 利 の 内 容	総 数	同意を得た数	添 付 書 類			摘 要
			謄本	同意書	印鑑 証明書	
所 有 権						
地 上 権						
質 権						
賃 借 権						
使用貸借による権利						
そ の 他 ()						

第4号様式（第5条関係）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

様

年 月 日

住所 (法人の場合は、 主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人の場合は、 法人名及び代表者氏名)	印

(自署の場合は押印不要)

工事主（法人の場合にあっては、役員を含む。）は、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定による許可の取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団等であるか否かの確認のため、警察へ照会がなされることに同意いたします。

第5号様式（第7条、第22条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

宅地造成等に関する工事の不許可通知書

年 月 日付け宅地造成等に関する工事の〔許可申請〕
〔変更許可申請〕については、
次の理由により許可することができないので、宅地造成及び特定盛土等規制法

第14条第2項

第16条第3項において準用する同法第14条第2項

第33条第2項

第35条第3項において準用する同法第33条第2項

の規定により通知します。

許可をしない理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第6号様式 (第8条、第23条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

様

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left[\begin{array}{l} \text{第15条第1項} \\ \text{第34条第1項} \end{array} \right]$ の規定により協議します。

年 月 日

協議者 住 所
氏 名

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				
	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
5	土地の面積 平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ メートル			
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル			
	ハ	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	ホ	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	ヘ	番号	種類	内法寸法 センチ メートル	延長 メートル
	ト	崖面の保護の方法			
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日 年 月 日				
ヲ	工事完了予定年月日 年 月 日				
ワ	工程の概要				
11	その他必要な事項				

※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議成立年月日 ・ 協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に提出すること。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可) 6 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。			

第7号様式 (第8条、第23条関係)

土石の堆積に関する工事の協議書			
様			
宅地造成及び特定盛土等規制法〔第15条第1項 第34条第1項〕の規定により協議します。			
年 月 日			
協議者 住 所 氏 名			
1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		
5	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
6	土地の面積		
7	平方メートル		
8	工事の目的		
工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の最大堆積 高さ	
	ロ	土石の堆積を行う土地 の面積	
	ハ	土石の堆積の最大堆積 土量	
	ニ	土石の堆積を行う土地 の最大勾配	
	ホ	勾配が十分の一を超え る土地における堆積し た土石の崩壊を防止す るための措置	
	ヘ	土石の堆積を行う土地 における地盤の改良そ の他の必要な措置	
	ト	番号	空地の幅
			メートル
	チ	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	リ	堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を防止 する措置	
	ヌ	工事中の危害防止のた めの措置	
	ル	その他の措置	
	ヲ	工事着手予定年月日	
ワ	工事完了予定年月日		
カ	工程の概要		

8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議成立年月日 ・協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に提出すること。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。			

第8号様式（第10条、第25条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

様
年 月 日

届出者 住所

新
氏名

住所

旧
氏名〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔 第16条第2項
第35条第2項 〕 の規定に基づき、宅地造成
等に関する工事の変更について、下記により届け出ます。

許可年月日番号		年 月 日 岐阜県指令第 号	
土地の所在地及び地番			
変 更 に 係 る 事 項	工事主住所氏名 ・名称	新	
		旧	
	設計者住所氏名 ・名称	新	
		旧	
	工事施行者住所 氏名・名称	新	
		旧	
	工事着手予定年 月日	新	年 月 日
		旧	年 月 日
	工事完了予定年 月日	新	年 月 日
		旧	年 月 日
	その他	新	
		旧	
変更の理由			
※ 受 付			

(注意) ※印のある欄は記入しない。

第9号様式（第11条、第26条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

様

宅地造成及び特定盛土等規制法

〔 第16条第3項において準用する同法第15条第1項
第35条第3項において準用する同法第34条第1項 〕

の規定により変更の協議をします。

年 月 日

協議者 住 所
氏 名

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
リ 工事中の危害防止のための措置					
ヌ その他の措置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工程の概要					

11 その他必要な事項			
12 変更の理由			
13 協議番号			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議成立年月日 ・協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に提出すること。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可) 6 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。			

第10号様式（第11条、第26条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

様

宅地造成及び特定盛土等規制法

第16条第3項において準用する同法第15条第1項
第35条第3項において準用する同法第34条第1項

の規定により変更の協議をします。

年 月 日

協議者 住 所
氏 名

1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積 高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地 の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積 土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地 の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超え る土地における堆積し た土石の崩壊を防止す るための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良そ の他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を防止 する措置			
ヌ 工事中の危害防止のた めの措置				

ル	その他の措置			
ヲ	工事着手予定年月日		年	月 日
ワ	工事完了予定年月日		年	月 日
カ	工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	協議番号			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議成立年月日 ・協議番号欄
年 月 日				年 月 日
第	号			第 号
(注意) 1 ※印のある欄は記入しない。 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に提出すること。 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。				

第 11 号様式 (第 12 条、第 27 条関係)

年 月 日

様

届出者 住 所
氏 名〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成又は特定盛土等工事廃止届出書

下記のとおり、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を廃止したいので届け出ます。

記

許可(協議成立)年月日 及び許可(協議)番号	年 月 日 第 号
土地の所在地及び地番	
理由	
廃止予定年月日	
工事進捗状況	
廃止後の防災措置	
※ 受 付	

(注意) ※印のある欄は記入しない。

第 12 号様式 (第 15 条、第 30 条関係)

年 月 日

様

工事主 住 所
氏 名〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left[\begin{array}{l} \text{第 19 条第 1 項} \\ \text{第 38 条第 1 項} \end{array} \right]$ の規定により、宅地造成又は特定盛土等

に関する工事の実施状況等について次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可(協議成立)年月日及び許可(協議)番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

(注意)

- 1 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 8 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

第13号様式（第15条、第30条関係）

年 月 日

様

工事主 住 所
氏 名〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔 第19条第1項
第38条第1項 〕 の規定により、土石の堆積に関する工

事の実施状況等について次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可(協議成立)年月日及び許可(協議)番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

(注意)

- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

第14号様式 (第16条、第31条関係)

年 月 日

様

届出者 住 所
氏 名〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔 第21条第1項又は第3項
第40条第1項又は第3項 〕の規定により届け出た工事

を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	年 月 日
工事を行っている土地の所在地及び地番	
工事を行っている土地の面積 (第21条第1項・第40条第1項関係)	
行おうとする工事の種類及び内容 (第21条第3項・第40条第3項関係)	
変更事項	
変更理由	

第 15 号様式 (第 32 条関係)

宅地造成等適合証明書交付申請書

様

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成
及び特定盛土等規制法 $\left(\begin{array}{l} \text{第 12 条 第 1 項} \\ \text{第 16 条 第 1 項} \\ \text{第 30 条 第 1 項} \\ \text{第 35 条 第 1 項} \end{array} \right)$ の規定に適合することを証す
る書面の交付 (通) を申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、主たる事務所の} \\ \text{所在地、名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

1 土地の所在地及び地番	
2 土地の面積	平方メートル
3 工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 工事の許可 (協議成立) 年月日及び許可 (協議) 番号	年 月 日 第 号
5 その他参考事項	
※ 受 付 印	※ 備 考

(注意) ※印のある欄は記入しない。

令和七年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社